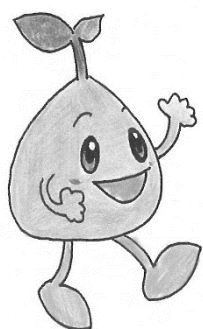
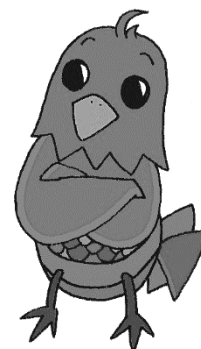


横浜市立仏向小学校 PTA 規約



6年間保存



資源保護の観点から在学中6年間保存とし、改正があった場合のみ変更箇所を追加して対応いたします。総会等で必要な際にはその都度各自でお持ちいただけますよう保管をお願いいたします。

横浜市立仏向小学校 PTA 規約

第1章 名称及び事務所

第1条 この会は、横浜市立仏向小学校 PTA と称し、仏向小学校に事務所をおく。

第2章 会員

第2条 この会の会員は次のものとする。

- 1 仏向小学校に在学する児童の保護者。
- 2 仏向小学校に勤務する学校長及び教職員。

第3章 目的

第3条 この会は、保護者と教職員が協力し、家庭と学校と地域が一体となって、児童の幸福と健全な成長を図ることを目的とする。

第4章 活動 および 方針

第4条 この会は、前条の目的をとげるために次の活動をする。

- 1 学校の教育活動ならびに教育環境の整備・向上のために活動する。

第5条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って行動する。

- 1 会員の教養を高め、親睦を深め、慶弔に際して既定の定めによって意を表する。
- 2 特定の政党や宗教にかたよることなく、営利を目的とする行為は行わない。
- 3 学校の人事その他管理には干渉しない。

第5章 会計

第6条 この会の経費は、会費をもって支弁する。会費は、会員一世帯につき月額300円とする。

第7条 年度途中での転入・転出の場合、その月から（まで）の納入とする。

納入（返還）方法は細則（第3章）による。

第8条 この会の会計年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

第9条 この会の会計決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を受ける。

第6章 役員

第10条 この会は次の役員をおく。

- 1 会長 1名（保護者）
- 2 副会長 3名（保護者）
- 3 会計 3名（保護者2名、教職員1名）
- 4 書記 4名（保護者3名、教職員1名）

役員任期は1年とする。ただし再選を妨げない。

また、人数は年度により増員もありうる。

第11条 役員選出は、前年度内の紙面総会において行う。

その選出方法は細則（第1章）による。

第12条 役員任務は、次の通りとする。

- 1 会長は会務を統括し会を代表する。また、実行委員会・全体委員会を主宰する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその代理を務める。
- 3 会計は、会の経理を行い、会計監査を受け、総会に収支の報告をする。
- 4 書記は、諸会議の議事を記録し、諸会合の通知をする。

第13条 学校長は、各種委員会に出席し、意見を述べることができる。

第7章 会計監査

第14条 この会の経理を監査するために、2名（保護者）の会計監査をおく。

前年度内の紙面総会において選出し、任期は1年とする。

選出方法は細則（第1章）による。ただし役員を兼ねることはできない。

第15条 年度の会計を年2回監査し、総会においてその結果を報告する。

なお、実行委員会・全体委員会に出席することができる。

第8章 総会

第16条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

第17条 総会は、定期総会・臨時総会とする。

第18条 総会は、会員世帯の5分の1以上出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし委任状を含める。

議事は出席者の過半数で決する。総会の議長は会員の中より選出する。

書面により実施する場合は、書面（電磁的手段を用いた方法を含む）による表決書の提出が正会員世帯数の半数以上あった場合のみその議決内容を有効とする。

臨時総会は会長、または正会員世帯数の10分の1以上の要求があったときに開催する。

第19条 総会においては、次記の事項を行う。

- 1 事業報告・決算の承認・事業計画・予算の査定
- 2 規約の改正
- 3 その他の重要事項の決議決定

第9章 全体委員会

第20条 全体委員会は、総会に次ぐ決議機関で役員と全ての常任委員で構成される。

開催は、会長または実行委員会において必要と認めたときに召集する。

会務の執行、総会に付議する事項、その他総会より委任された事項を審議決定する。

第21条 構成員の2分の1以上の出席者で成立する。議事は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第10章 実行委員会

第22条 実行委員会は学校長・副校長・教務主任・役員および各常任委員会の正副委員長をもって構成し、次の事項を執行する。

- 1 役員会・各常任委員会・特別委員会で立案した活動計画及び活動報告を審議する。
- 2 総会・全体委員会に提出する活動計画ならびに活動報告書を作成する。
- 3 必要ある場合は、特別委員会・臨時委員会を設ける。
- 4 総会・全体委員会から委任された事業を執行する。

第11章 常任委員会

第23条 事業計画を具体的に調査研究・立案・実施する機関として、
次の常任委員会をおく。

- 1 学年委員会
- 2 広報委員会
- 3 保健委員会
- 4 校外委員会

第24条 常任委員会は、委員長・副委員長・委員によって構成される。

第25条 常任委員会の選出方法は細則（第2章）による。

第26条 委員の任期は1年とする。教職員は、いずれかの委員に属する。
この場合の委嘱は学校長が行う。

第12章 たかの子サポーター

第27条 1児童につき5年間一度も委員を経験されておらず、かつ6年生の委員決めでも委員になれなかった6年生の保護者を対象とする。

第13章 特別委員会・臨時委員会

第28条 特別委員会・臨時委員会は、必要に応じ、実行委員会の承認を得て設け、
その任務を終了したときに解散する。

第14章 細則

第29条 この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限り、実行委員会において制定する。
細則は出席者の過半数の賛成、または書面（電磁的手段を用いた方法を含む）による表決書の
提出が実行委員会出席世帯数の半数以上の賛成によって制定することができる。
実行委員会は、細則を制定、または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第15章 改正

第30条 この規約は、総会において、出席者の過半数の賛成によって改正することができる。
ただし、改正案は総会の前までには会員に知らせなくてはならない。

第16章 慶弔

第31条 会員の慶弔については細則（第4章）にそって定める。

- 附則
- 1 この規約は昭和40年4月1日より施行する。
 - 2 この規約は平成27年4月1日より改正し施行する。
 - 3 この規約は令和4年4月1日より改正し、施行する。ただし、
第23条の規定は、令和4年度に限り改正前の規定を適用する。
 - 4 この規約は令和5年4月1日より改正し、施行する。
 - 5 この規約は令和6年4月1日より改正し、施行する。

細 則

第1章 役員・会計監査の選出に関する細則

- 第1条 役員・会計監査の選出は、次の方法により会員の中から選ぶ。
- 第2条 役員候補者の選出は、学年委員会が行う。
- 第3条 学年委員会は各役員の役職別に候補者の同意を得た上で指名する。
- 第4条 学年委員会は紙面総会の事前に役員候補者の氏名を会員に公示する。
- 第5条 会計監査は、役員経験者より選出する。
- 第6条 以上により選出された役員及び会計監査は紙面総会において承認を得る。
- 第7条 選挙になった場合は選挙管理委員会（以下選管とする）を設置する。
選管は総会前に学年委員会より1名、教職員より1名 計2名を選出し、
選挙管理委員とする。
委員の任期は役員の決定までとし、委員の任期満了と同時に選管も解散とする。
- 第8条 会長に欠員が生じた時は、副会長の互選により昇格する。任期は前任者の残存期間とする。
ただし代行でもよい。

第9条 会長以外の役員に欠員が生じた時は、役員間で補う。ただし、定期総会前であれば、実行委員会の承認を得て選出することができる。

会計監査に欠員が生じた時は、役員経験者から会長が指名し、実行委員会の承認を得るか、学校長が指名する教職員のいずれかにより選出する。任期は前任者の残存期間とする。

第10条 教職員の役員は、学校長が指名する。

第2章 常任委員の選出に関する細則

第11条 各学年の保護者の中から次の委員を選出する。

- | | |
|--------|--|
| 1 学年委員 | クラス数に応じた人数 |
| 2 広報委員 | クラス数に応じた人数 |
| 3 保健委員 | クラス数に応じた人数 |
| 4 校外委員 | 1～5年生の保護者より10名程度選出
(パトロールポイント・業務に準ずる) |

※ただし実行委員会において人数の調整が必要と判断された場合は、この限りではない。

第12条 細則第11条により選出された委員の中から互選により委員長1名・副委員長1名を選出する。

ただし、第一子1年生の保護者は委員長・副委員長の任を免除する。

第13条 常任委員について、以下の細則第14条から第18条のように定める。

第14条 常任委員の選出は、学年委員会の発行する会員への希望アンケートを基に学年委員と学年の担当教員の協力で候補者を取りまとめる。

第15条 常任委員の選出は、細則第14条による立候補を優先する。

定員を超えた場合は候補者の中からの互選とする。

第16条 会員は児童1名につき最低1ポイントの委員もしくは役員を務める。

会員が務めるポイントは、児童の人数にかかわらず3ポイントを上限とする。

未就学の子どもにも適用する。ただし本人が希望する場合はこの限りではない。

(例：1家庭に子どもが4人いる場合でも3ポイントが上限とする。)

ポイントの詳細は次のように定める。

- | | |
|--------|---------|
| 1 役員 | 3ポイント |
| 2 会計監査 | ポイント対象外 |
| 3 常任委員 | 1ポイント |

ただし、委員長・副委員長のみ2ポイントとする

- | | |
|-------------|-------|
| 4 たかの子サポーター | 1ポイント |
|-------------|-------|

※兄弟がいる場合には上の学年から順に消化する。

※たかの子サポーターは他の常任委員決定後、対象者が自動的に登録となる。

第17条 常任委員候補者が定員に満たなかった場合、学年委員と学年の担当教員は会員に常任委員を依頼することができる。

常任委員を依頼された会員はポイント数を理由に辞退することができる。

第18条 細則第16条により常任委員を依頼される、もしくは立候補により2ポイント目の常任委員を引き受ける際は、各常任委員会において委員長・副委員長の経験がある場合には、原則委員長・副委員長の任は免除とする。ただし本人が希望する場合は除く。

第3章 会費の納入・返還に関する細則

第19条 会費は年度初めに一括納入とする。

第20条 年度途中で転入の場合は、転入月から締め月までの分を一回で納入する。

第21条 年度途中で転出の場合は、まず細則第21条に倣って納入し、転出の翌月以降の分の会費は後日返金とする。

第4章 会員の慶弔に関する細則

第22条 会員及び児童の慶弔に際して、この細則の定めによって慶弔の意を表する。

第23条 この対象となる慶弔事項とその処置は、以下のとおりに定める。

1 教員・職員の結婚、出産

(1) 結婚祝 金5,000円

(2) 出産祝 金5,000円

2 教員・職員が市・県（その他これに準ずる）より表彰を受けたとき

（永年勤続表彰は除く）

祝金 金3,000円

3 正会員本人及び配偶者の死亡

(1) 香典並びにお花 金20,000円

(2) 会葬 役員又は実行委員が会を代表して弔意を表する。

4 児童の死亡

(1) 香典並びにお花 金20,000円

(2) 会葬 役員又は実行委員が会を代表して弔意を表する。

5 教員・職員の死亡

(1) 教員・職員 香典並びにお花 金20,000円

(2) 教員・職員の配偶者 香典 金5,000円

(3) 会葬 役員又は実行委員が会を代表して弔意を表する。

なお、特別の事情が生じた場合には、その都度役員会で協議決定し、事後の実行委員会に報告する。

6 特別の事情が生じた場合はその都度役員会で協議決定し、事後の実行委員会に報告する。

第24条 慶弔経費はPTA会費より支出する。

第5章 改正に関する細則

第25条 この細則は、実行委員会の議を経て改正することができる。

- 附則
- 1 この細則は、昭和40年4月1日より施行する。
 - 2 この細則は、昭和42年3月14日より改正施行する。
 - 3 この細則は、昭和44年2月27日より改正施行する。
 - 4 この細則は、昭和47年4月25日より改正施行する。
 - 5 この細則は、昭和51年4月27日より改正施行する。
 - 6 この細則は、昭和58年3月3日より改正施行する。
 - 7 この細則は、平成4年4月28日より改正施行する。
 - 8 この細則は、平成18年4月20日より改正施行する。
 - 9 この細則は、平成22年5月7日より改正施行する。
 - 10 この細則は、平成29年5月17日より改正施行する。
 - 11 この細則は、平成30年4月1日より改正施行する。
 - 12 この細則は、令和2年4月1日より改正施行する。
 - 13 この細則は、令和2年9月14日より改正施行する。
 - 14 この細則は、令和3年4月1日より改正施行する。
 - 15 この細則は、令和5年4月1日より改正施行する。

仏向小学校PTA個人情報取扱規程

制定 令和4年6月10日

（目的）

第1条 この取扱ルールは、仏向小学校PTA（以下「本会」という。）が保有する個人情報について適正な取扱いを確保することを目的として定めます。

（責務）

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）等を遵守するとともに、本会の活動において個人情報の保護に努めます。

（周知）

第3条 本会は、この取扱規程を、総会資料等により、少なくとも毎年1回は会員に周知します。

（管理者）

第4条 本会における個人情報の管理者は、会長とします。

（取扱者）

第5条 本会における個人情報の取扱者は、本部役員及び常任委員会委員とします。

（秘密保持義務）

第6条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。その職を退いた後も、同様とします。

（個人情報の取得）

第7条 本会は、会長が「総会委任状・書面表決書」などを、会員から受理することにより、個人情報を取得します。

2 本会が会員から取得する個人情報は、保護者及び児童氏名、住所、電話番号とします。

（利用）

第8条 本会が保有する個人情報は、本部役員、常任委員名簿の作成や総会議案の採決等に際して利用します。

（管理）

第9条 個人情報は、会長又は会長が指定する本部役員が保管するものとし、適正に管理します。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄します。

(提供)

第 10 条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者（委託・共同利用の相手方を除く。）に提供しません。

(1) 会員本人から個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場
合

(2) 法令に基づく場合

(3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

(4) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合

(5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務
を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 11 条 取扱者は、個人情報を第三者（県・市役所・区役所を除く。）に提供したと
きは、法第 25 条に定める第三者提供に係る記録を作成し、保存します。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 12 条 取扱者は、第三者（県・市役所・区役所を除く。）から個人情報の提供を受
けるに際しては、法第 26 条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録を
作成し、保存します。

(開示)

第 13 条 会員は、第 7 条の規定に基づき提供した会員本人の個人情報について管理
者に対し開示を請求することができます。

2 管理者は、会員本人から会員本人の個人情報の開示について請求があったとき、
法第 28 条第 2 項に該当する場合を除き、本人に開示します。

(個人情報の訂正等)

第 14 条 会員は、第 7 条に基づき提供した会員本人の個人情報について管理者に対
し訂正等を求めることができます。

2 前項の請求があった場合、管理者は直ちに該当する個人情報の訂正等を行いま
す。ただし、各会員にすでに配付されている会員名簿等は、訂正等について会員に
連絡することをもってこれに替えることができるものとします。

(漏えい発生時等の対応)

第 15 条 取扱者は、個人情報を漏えい、滅失、き損等の事案の発生又はその兆候を
把握した場合は、管理者に連絡します。この場合において管理者は、事実及び原因
の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行いま
す。

(開示請求及び苦情相談窓口)

第 16 条 本会における、開示請求及び苦情相談窓口は、会長とします。

(附則)

この取扱規程は、令和4年6月10日から施行します。